

令和2年 第8回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 8月28日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第1会議室
3. 出席委員 農業委員 4名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

2番 松井 正一郎 5番 上野 光正 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農業委員 3名

1番 山口 裕三 3番 松崎 久範 6番 坂元 洋子

農地利用最適化推進委員 1名

7番 坂本 幸

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第40号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について
- 第7 議案第41号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会 13時58分)

[事務局]

それでは、皆さんこんにちは。

ただいまから、令和2年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

はい。それでは始めます。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、出席者を最小限にして総会を開催しております。

農業委員は、4名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番松井正一郎委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日8月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、諸報告につきましては、議案書への添付をもちまして、報告に代えさせていただきます。御了承ください。

議案書では、2ページから4ページまでとなります。

なお、2ページの中段、9月の業務計画で、23日に予定されておりました新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会につきましては、中止となることと決定いたしました。

また、2ページの下段に記載しておりますが、毎年9月に行う農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査については、7日の週に実施する予定でございます。御自分の担当される地区の日程について、その日が都合の悪い方はもう一人の担当委員さんと御相談のうえ事務局へお申し出ください。

日程を調整させていただきますので、よろしく申し上げます。

諸報告につきましては、以上でございます。

[議長]

これに関して御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第38号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のAの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。1番。

令和2年8月19日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 218㎡ ほか2筆

この申出について、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申出 担当委員 5番 永友 定己推進委員
順番委員 1番 橋口 卓史推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8ページをお開きください。

議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 地目、畑 面積、680㎡

譲受人 〇〇〇〇

譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、上野委員お願いいたします。

[議長]

はい。5番。

[5番]

はい。5番。それでは、御説明をさせていただきます。資料の9ページをお開きください。横置きにさせていただきますと、図面がありますけども、これは右下から上に県道〇〇線が通っております。その右側を見ていただきますと、〇〇が見えるかと思えます。〇〇をずっと西に入っていきます。約500mくらい行ったところに、〇〇の〇〇というのがございますが、そのすぐ南側になっております。黄色く塗ってありますので、お分かりいただけるかと思えますが、ここが、一ツ瀬川土地改良区の受益地内ということで給水栓が設置をされておるということでございます。

内容は先ほど、説明がありましたように、譲渡人〇〇〇〇さんから、譲受人〇〇〇〇さんへの農地法第3条申請による、所有権移転ということでございます。

お2人は姉妹で、贈与により対価はないと、無償譲渡ということになっております。

譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇内で約1.2haの田畑に水稻や芋類を作付されております。

現地に行ってみましたところ、今年度は耕作はされていないようですが、トラクターでちょっと耕起をすれば、十分に作付可能ということで判断をいたしました。以上で説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。
推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。一応現地を私も、

[議長]

すみません、立ってください。

[推進委員6番]

私も現地調査一緒に行きまして、田のクロー周りでは耕運されていたような感じだったので、即耕作できるのかなと思っております。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。10ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

〇〇〇〇さんは今回、初めて高鍋町に経営地を所有することになり、〇〇の耕作証明により、12,394㎡の経営の確認をしております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は、〇〇において水稻、里芋、生姜を栽培しております。今回

の申請は、贈与による経営規模の拡大であり、申請地において甘藷を栽培する予定であり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

では、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

地目、田 面積、756㎡ ほか1筆

譲受人 〇〇〇〇

譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、坂本会長お願いいたします。

[議長]

8番説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの3条無償移転です。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの祖母になる方です。〇〇〇〇さんは、〇〇の〇〇に住んでおられて、水稻と鉢物のパンジーなどを栽培されております。

14ページを御覧ください。申請地は、〇〇地区にあり、図面の下のT字になっておりますけれども、その下が、〇〇の集落です。左に行くと、〇〇側の入口に行きます。そして右に行くと、〇〇橋に行きます。またこのT字の上に行きますと、〇〇です。T字の交差点から北東に約150mほど行ったところに、2筆併せて1,335㎡の田があります。

現地を確認したところ、稲のあとにロータリーがかけてありました。以上で

す。問題はないと思います。

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

[推進委員 8 番]

はい。

[議長]

すみません。推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

8 番、特にございませぬ。

[議長]

失礼しました。いいですか、間違えました。すみません。

はい、事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。15 ページをお開きください。農地法 3 条調査書をつけております。

〇〇〇〇さんは、今回初めて高鍋町に経営地を所有することになり、〇〇の耕作証明により、17,047 m²の経営の確認をしております。

農地法 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は、〇〇において水稻、花きを栽培しており、今回の申請は、贈与による経営規模の拡大であり、申請地において水稻を栽培する予定であり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。
3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

地目、畑 面積、8,000㎡

譲受人 〇〇〇〇

譲渡人 〇〇〇〇

この件につきまして、幸妻委員お願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい、説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条無償移転で
ございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子関係でございまして、〇〇
〇〇さんは、大根とか甘藷とかを作付されております。

この21ページをちょっと見てください。右下に、大きい工場みたいなのが
ありますけども、これは、〇〇の〇〇でございまして、〇〇の〇〇から斜めに、
西にずっと入って来たら、ここに来ますけども、この黄色い矢印のところ、印
がしてあるところがございますが、現地を調査しましたところ、甘藷が作付さ
れておりました。今後も、ここ辺の畑地を売買等が出た場合は協力をしてくれ
るということで、話をしましたところです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたら、お願いします。

推進委員2番。

[推進委員2番]

別にありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい。22ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。

〇〇〇〇さんは、〇〇の耕作証明により、84,931.73㎡の経営を確認しております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。譲受人は、〇〇において甘藷、じゃがいも、大根を栽培しており、今回の申請は、贈与による経営規模の拡大であり、申請地において甘藷を栽培する予定であり、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

日程番号6、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 117㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の有償移転です。〇〇〇〇さんは、認定農業者で白菜、キャベツ、早期水稻などを栽培されています。

申請地は、〇〇地区の〇〇から、300mほど北に行った農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 048㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい、8 番。説明します。〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんとの有償の所有権移転です。

申請地は、前の〇〇、今〇〇で〇〇となっています、場所の西側の 20 m ほど行ったところに申請地があります。

現状は、飼料稲が刈り取られた状態になっていました。

この案件は、あっせんが挙がっていたもので、今回、〇〇〇〇さんが所有することになりました。

〇〇〇〇さんは、畜産の牛や早期水稻、飼料稲などを栽培している、認定農業者でございます。

1, 048 m²に対して、価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり決定することに賛成委員の起立を求めます。

起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1 番の案件につきましては、利用権を設定する者が、上野光正委員本人であるため、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、上野委員につきましては、この案件に参加することができませんので、退室をお願いいたします。

(上野委員退室)

それでは、1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 859㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい。推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定であります。〇〇〇〇さんは、認定農業者で、白菜、キャベツ、飼料稲などを栽培されています。

申請地は、〇〇地区の〇〇から100mほど東へ行ったところの農地です。

3, 859㎡であります。小作料は年間、〇〇〇〇円です。

期間は、来年の8月31日までです。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

上野委員は、席へお戻りください。

(上野委員入室)

それでは、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 336 m² ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。すみません。担当の永友推進委員より御説明をお願いします。すみません。失礼しました。

[議長]

はい、それでは、推進委員5番をお願いします。

[推進委員5番]

5番説明します。○○○○さんと、○○○○さんとの利用権の新規設定であります。

○○○○さんは、ミニトマト、早期水稻などを栽培されております。申請地は、○○地区の○○から南へ150mの農地で、ハウスが建っていました。

期間は20年で、姉妹なので、金銭は発生しません。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、3番 農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 487 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明します。○○○○さんと○○○○さんとの利用権の新規設定です。

〇〇〇〇さんは、キャベツ、大根、早期水稻などを栽培されております。

申請地は、〇〇から北へ350m行った農地であります。

確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は10年で、裏作なので無償ということです。以上です。

[議長]

はい。4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 072㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定です。あとは、現場が同じなので、省略させていただきます。期間は同じく10年で、無償ということです。以上です。

[議長]

はい。5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 772㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規設定で
あります。〇〇〇〇さんは、認定農業者で白菜、キャベツ、飼料稲などを栽培
されております。

申請地は、〇〇の〇〇の北側の農地と〇〇の前の農地です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は 10 年で、金額は年間〇〇〇〇です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 630㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

はい、推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借です。

申請地は、〇〇の西側に〇〇の****-*番が 1 筆あります。あとは、〇
〇の北側に他はあります。

現状は、この〇〇の****-*と*・*のところを現地見たところ、入口

がかなり狭くて、本人にも確認したんですけども、トラクターが入らないというような状態で、その全部を借りるから、そのついでに借りてるような状態で、常に草は刈ってるっていうような状態で、今回も草は切ってるような状態ではありませんでしたが、ロータリーとかはかかっているような状態ではありませんでした。他はきれいに早期水稻のあとにロータリーがかかれた状態になっていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心とした早期水稻などの栽培をする認定農業者です。

期間は10年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 717㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借です。申請地は、〇〇橋を〇〇方面に30mほど行くと右に降りる道があります。下ったすぐ左側に申請地はございます。

現状はトラクターできれいに耕運されていきました。

〇〇〇〇さんは、白菜、キャベツなどの露地野菜をはじめ、お茶、早期水稻などを栽培される認定農業者でございます。

期間は3年で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 570.99㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。お2人は義理の親子です。

〇〇〇〇さんは、息子さんとお茶を栽培されています。

申請地は、〇〇線の右側に〇〇があり、坂を上ったところの〇〇を右へ曲がり、2km先の左側に〇〇があり、300m先の右側の農地になります。

現地を確認したところ、一部農業用倉庫とお茶が栽培されています。

期間は5年で、賃借料は10a当り0円です。以上です。

[議長]

はい。9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 948㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは、認定農業者であり、お茶を栽培されています。

申請地は、〇〇線を北進して行くと、右側に〇〇があり、更に行くと、県道〇〇線の道路を右へ曲がり、150m先の東側の農地になります。

現地を確認したところ、4筆すべてお茶が栽培されています。

期間は5年で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。次の10番から33番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権設定を受ける者は、公益社団法人宮崎県農業振興公社です。」という説明を省略しますので、御了承ください。

それでは、10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 386㎡ ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。〇〇〇〇さんと社団法人宮崎県農業振興公社を介し、〇〇〇〇さんとの利用権新規設定になります。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で施設園芸、ハウスピーマン、水稻栽培等をされています。

申請地は、〇〇字〇〇****、〇〇字〇〇****、〇〇字〇〇****・****の 4 筆です。いずれも 4 筆は、国道 10 号線〇〇バス停より、海側に〇〇線に面した水田であります。****番地につきましては、鉄道より東に面していますが、ほか 3 筆は数十 m 範囲内にあります。

これまで現地を確認したところ、借地料は 10a 当り、年間〇〇〇〇円、10 年間ということです。以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 254㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番です。すみません。説明の仕方が。すみません。現地にちょっと行っていませんので、ちょっと説明の仕方がちょっとできませんけど、どうすればよろしいでしょうか。

[議長]

ちょっと 1 回休憩。

(暫時休憩)

事務局からお願いします。

[事務局]

はい。事務局から説明させていただきます。

〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用して、認定農家の〇〇〇〇さんに貸借をする、新規の設定です。

期間は10年で、賃料は反当〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。それでは、12番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい、すみません。全件ですか。

[推進委員2番]

はい。

[事務局]

全部？資料を手元には届いてないですか。

[推進委員2番]

届いています。

[事務局]

届いています。

[推進委員2番]

はい。

[事務局]

はい。分かりました。

それでは、説明します。

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 8 7 9 m² ほかに1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

事務局より説明を差しあげます。

こちらの2筆は、振興公社を通して、認定農家の〇〇〇〇さんが耕作をされます。期間は10年で、使用貸借となっておりますので賃料は0円です。

以上です。

[議長]

続きまして、13番の案件について、事務局よりお願いします。

[事務局]

はい。13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 7, 6 4 3 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

事務局から説明を差しあげます。

こちらの農地が同じく農地中間を利用いたしまして、〇〇の認定農家の〇〇〇〇さんが作付をされます。期間は5年で、賃料は反当り〇〇〇〇円です。

以上です。

[議長]

はい。次の14番及び15番の案件につきましては、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 11, 500 m²

続きまして、15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 329 m² ほか2筆

利用権を設定する者は、いずれも〇〇〇〇さんです。

説明をいたします。

まず、15番の3筆は、東西につながっている1枚になっている畑です。13番の畑とも、もう畔がなくなって、1枚になっています。

13番の耕作者である〇〇〇〇さんが、こちらも作付されます。

15番については、期間は10年、賃料は反当り〇〇〇〇円です。

戻りまして、14番ですが、こちらがすみません、農地の所在を説明していませんと思うんですが、〇〇の近くの〇〇があると思うんですが、あれの北側に入り込んだところなんです。13番、14番、15番とも隣接しております。近くにあります。

14番の分なんですけど、15番と議案が別れてる理由っていうのが、ちょっと14番は荒れているので、最初の3年間は無償ということなんです。4年目から賃料が発生しまして、期間は10年、反当り〇〇〇〇円の賃料となっております。以上です。

[議長]

それでは、16番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい、16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 427 m² ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。耕作者は〇〇〇〇さんで、認定農業者であり、甘藷とブロッコリーと長ネギを栽培されています。

申請地は、〇〇線を北進して行くと、右側に〇〇の〇〇があり、そこを右側に行くと、1km先の北側に〇〇があり、そこを過ぎた南側の農地になります。

現地を確認したところ、5筆が長ネギを栽培されており、1筆は収穫してロータリーされていました。

期間は10年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 638㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員、宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

まず、推進委員6番。

[推進委員6番]

6番説明いたします。私は上江が担当でございますので、その説明をいたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つて、公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権設定です。〇〇****番、田、638㎡ほか5筆でございます。

当申請地は、〇〇から北西へ300mほど行ったところにあります。これの6筆でございます。

現地を今耕作されている方は、認定農業者であります〇〇〇〇さんです。飼料水稻等をたくさん作っておられます。

現地を確認しましたところ、飼料、水稻が栽培されておりまして、まだ、刈り取りされておりました。

賃貸は無償で、期間は5年ということです。以上です。

[議長]

はい。続きまして、推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明いたします。〇〇の〇〇の*****ー*と*****ー*を説明したいと思います。

申請地は、〇〇橋を〇〇方面に少し行き、100mほど右に行ったところにあります。現状はハウスが建っています。

耕作者は、先ほど言われた〇〇〇〇さんで確か親子間の貸借になろうかと思っておりますので賃借料は発生しません。期間は5年です。以上です。

[議長]

はい。18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

畑 3, 167 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。申請地は、〇〇から東へ60mほど行ったところの道路側、すぐ左側に申請地がございます。

現状はきれいにロータリーがかけられていました。今後はここに千切り大根を植えるそうです。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

はい。19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 1,000㎡ ほか2筆
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明します。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。

申請地は、同じく〇〇から、東へ100mほど行ったところのやはり道路沿いの左側に申請地がございます。

現状はきれいにトラクターで耕運されてきました。そこにも千切り大根を植える予定です。

期間は5年で10a当り〇〇〇〇円です。耕作者は先ほどと同じ〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

はい。それでは、20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 2, 114 m²
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県農業振興公社との利用権貸借です。

申請地は、〇〇、東に出す横に申請地があります。

現状はきれいにロータリーがかけられた状態でありました。

期間は10年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

耕作者は、〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

次の21番及び22番の案件につきましては、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括して議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 837 m² ほか1筆
続きまして、22番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 8, 041 m² ほか1筆
利用権を設定する者は、いずれも〇〇〇〇です。
担当の宮越推進委員、永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明します。〇〇〇〇さんと公益社団法人宮崎県振興公社との
利用権貸借です。

申請地は、〇〇のある坂を上りきる手前を右に 2 0 0 m ほど行くと、〇〇
の一面に申請地がございます。

現状はロータリーがかけられた状態でありました。

期間は 1 0 年で、1 0 a 当り賃借料は〇〇〇〇円です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。以上です。

[議長]

はい。続きまして、推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。今宮越さんから説明があった、〇〇〇〇さんの件です。

申請地は、〇〇地区の〇〇〇〇さんの家から西へ 5 0 m のところの 8 3 7 m²、
その向かいの北側 1 筆、それに家の東側の 1 筆併せて 1 1, 3 9 4 m² の農地で
す。

耕作者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの 2 名です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は〇〇〇〇さんが 1 0 年で、〇〇〇〇円、反当り、〇〇〇〇さんが 5 年
で、年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 2 5 6 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を使つての利用権の新規設定です。申請地は、〇〇地区の〇〇の北側 5 0 m のところの農地です。

耕作者は、〇〇〇〇さんで、現地はロータリーがかけてありました。

期間は 5 年間で、年間〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

はい。2 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。2 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 5, 0 9 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんと宮崎県農業振興公社との管理事業を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇地区の〇〇の東側の農地です。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地はロータリーがかけてありました。

期間は 1 0 年間です。1 反当り〇〇〇〇円の支払いです。以上です。

[議長]

はい。25番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。25番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 5,487㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇を東へ行ったところの農地です。面積は5,487㎡です。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地はロータリーがかけてありました。

期間は10年で、1反当り〇〇〇〇円の支払いです。

[議長]

はい。26番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 4,000㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇の北側の道路を東へ100m行ったところの農地です。4,000㎡あります。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

期間は10年で、1反当り〇〇〇〇円の支払いです。以上です。

[議長]

27番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。27番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3,355㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

5 番説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇の〇〇〇〇さんの自宅の北側農地です。3,355㎡あります。耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

期間は10年で、1反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の28番から30番の案件については、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者が同一の案件ですので、事務局より一括しての議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。28番

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 426 m²

29番

大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 289 m²

30番

大字〇〇字〇〇****番*

畑 4, 900 m²

利用権を設定する者は、いずれも〇〇〇〇です。
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇の〇〇と〇〇の北側の農地です。

これは、併せて11, 615 m²です。

耕作者は、3人で〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、いずれも認定農業者です。

現地はいずれもロータリーがかけてありました。

期間はいずれも10年間です。金額は1反当り、金額は1人1人違うけど、言わないかんですか。

[議長]

できたらお願いします。

[推進委員5番]

反別が1人1人違うので、反当り〇〇〇〇円、〇〇〇〇円、〇〇〇〇円です。
以上です。

[議長]

はい。31番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。31番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 6, 213㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明します。〇〇〇〇さんと社団法人宮崎県農業振興公社との利用権の新規設定です。申請地は、〇〇地区の〇〇から30m西に行ったところですか。農地で、6, 213㎡です。現地はロータリーがかけてありました。耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。期間は5年間、金額は年間〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。32番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。32番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 13, 653㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇
担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇地区の〇〇から東へ100mほど行った農地です。13,653㎡です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

金額は、1反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

33番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,744㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

5番説明します。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を使つての利用権の設定です。申請地は、〇〇の〇〇の南側50mの手前の農地です。1,744㎡。耕作者は、認定農業者の〇〇〇〇さんです。

現地はロータリーがかけてありました。

期間は10年で、金額は1反当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

今回は、コロナウイルス感染症拡大防止のため、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

はい。それでは、異議がないようですので、一括して採決することにいたします。

2番から33番まで32件の案件につきまして、原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。

はい。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に日程番号7、議案第41号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。非農地判断につきましては、農地法改正により、農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地について、農業委員会総会で農地に該当しない旨の判断を行うことができるようになりました。今回は6地区と3地区上げておりますが、6地区につきましては、6月総会で非農地判断の承認をいただいておりますけれども、5筆4,598㎡を追加して挙げております。

議案は43ページの1番から5番、航空写真は48ページの赤く記してあるところになりますけれども、場所が分かりにくいと思いますので、先ほどあつせんで使用しました、7ページの地図を見ていただきたいと思います。

場所は○○になるんですけども、県道○○線を進んで、○○を過ぎて、左折して直進をしたところになります。これをこの地図に当てはめると、申請地高鍋町大字○○****番赤い字で書いてありますが、そこを進んでいただきますと、左側に四角い表記が二つあると思います。こちらが○○になります。そこを過ぎて左折したまっすぐ行ったところが非農地の現地になります。

次に3地区になりますけど、上野委員と小嶋推進委員の担当地区において8月3日に現地調査を実施して、非農地と判断いただきました52筆23, 309㎡を議案に上げております。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇となります。

議案が、43ページから47ページ、航空写真が49ページから63ページでそれぞれ青くなっている部分が非農地判断の場所になります。議案と航空写真と説明して行きますけども、ページが前後するところもございます。御了承いただきたいと思っております。

議案が、43ページの6番。航空写真は49ページになりますが、こちらが真ん中辺りにあるのが〇〇で、こちらの49ページの下の部分で、〇〇の東側になります。49ページです。

次に進ませていただきます。議案43ページの7番から9番。航空写真は50ページになります。こちらが〇〇から〇〇に上がる場所になります。

続きまして、43ページの10番。航空写真は51ページになります。左上です。〇〇の〇〇から〇〇を下った場所になります。

次43ページの11番から12番と44ページの13番。航空写真は52ページになります。先ほど50ページから更に〇〇を下った場所になります。

次に議案は44ページの14番から16番。航空写真は53ページになります。こちら場所は〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの家の道を進んだ奥の辺りになります。

続きまして、議案は44ページの17番で航空写真は54ページになります。

場所は〇〇から入ったところで、〇〇の作業場の西側、道路沿い付近になります。

次に議案は44ページの18番で航空写真は55ページになります。こちらが〇〇近くの〇〇から、〇〇のある方向約400mくらいのところの東側になります。

次に議案は44ページの19番から21番で航空写真は56ページになります。真ん中辺りの建物が〇〇になります。

次に議案は44ページの22番から24番と45ページの25番から27番で、航空写真は57ページになります。左下が〇〇で、その左手が県の〇〇で、現地は堤防の下の辺りになります。

次に議案は45ページの28番から32番で、航空写真は58ページになります。左下が〇〇でその北側になります。右は〇〇です。

次に議案は45ページの34番から36番と46ページの37番から43番で、航空写真は59ページになります。左下の建物が〇〇で、写真が切れた状態になってますけども、〇〇の作業場の近くの道から、〇〇川堤防へ進んだところと、〇〇から東側に進んだところになります。それが59ページです。

次に議案は45ページの33番と46ページの44番から48番、47ページの49番から51番で、航空写真は60ページになります。〇〇、左の青い水色の部分が〇〇になります。〇〇で、そちら南側で〇〇川堤防との間の低地になります。

次に議案は47ページの52番。航空写真は61ページになります。オレンジ色の部分が〇〇の〇〇で、その東側になります。

次に議案が47ページの53番になります。〇〇から海の方角に進むと、墓地がありまして、〇〇の東側、その付近になります。航空写真62ページ、議案の53番になります。

続いて、議案47ページの54番から57番。最後のページになりますけど、航空写真は63ページになります。左の部分は〇〇になります。右上にあるのが太陽光ですけど、場所は〇〇の〇〇から〇〇を通過して南に進んだところになります。

判断の基準といたしましては、対象地が森林の様相を呈しているなど、農地復元するための物質的な条件整備が著しく困難な場合、またはそれ以外であって、その土地の周囲から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合としております。

当面は農業振興地域の農用外白地と呼ばれる区域を対象に、非農地判断を進めて行きたいと考えております。最後に非農地判断をいただいた後は、対象地の所有者に対して非農地通知書を送付いたします。所有者はこの通知により、法務局で地目変更手続が可能となります。

また、関係機関である法務局、役場税務課に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。その後事務局で農地台帳を整理しまして、今後は非農地として取り扱うことになり、農地法の規制の対象外となります。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。
起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。
これをもちまして、令和2年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でした。

(閉会 15時12分)

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 2 番

署名委員 7 番